



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
3月31日  
第94号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 告 示

- ※滋賀県指定金融機関および滋賀県収納代理金融機関の名称および取扱店舗(管理課) ..... 1
- ※公衆浴場入浴料金の統制額の指定(生活衛生課) ..... 2
- ※ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第12条第1項の規定による指定希少野生動植物種の指定(自然環境保全課) ..... 3
- ※ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第27条第1項の規定による指定外来種の指定(自然環境保全課) ..... 3
- 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第5条第1項の規定により指定する区域(循環社会推進課) ..... 3
- 滋賀県保健医療計画の変更(医療政策課) ..... 4
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等事業者の登録(医療福祉推進課) ..... 4
- 道路区域の変更(道路課) ..... 4
- 道路の供用開始(道路課) ..... 6
- 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例第35条の5第1項の規定による滋賀県営住宅駐車場の使用料の額(住宅課) ..... 6
- 公 告
- 滋賀県土地利用基本計画変更公告(県民活動生活課) ..... 7
- 応急入院指定病院の公告(障害福祉課) ..... 7
- 環 境 事 務 所 告 示
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(甲賀) ..... 7
- 県 税 事 務 所 公 告
- 軽油引取税免税証無効公告(南部) ..... 7
- 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(南部) ..... 8
- 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告
- 土地改良区定款変更認可公告(湖東) ..... 8
- 労 働 委 員 会 訓 令
- ※滋賀県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正 ..... 8
- 琵琶湖海区漁業調整委員会告示
- ※琵琶湖海区漁業調整委員会庶務規程の一部改正 ..... 12
- 内水面漁場管理委員会告示
- ※滋賀県内水面漁場管理委員会庶務規程の一部改正 ..... 12

## 告 示

### 滋賀県告示第140号

滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第124条の規定により、滋賀県指定金融機関および滋賀県収納代理金融機関の名称および取扱店舗を次のとおり告示し、令和2年4月1日から施行する。

平成7年滋賀県告示第160号(滋賀県指定金融機関、滋賀県指定代理金融機関および滋賀県収納代理金融機関の名称および取扱店舗)は、令和2年3月31日限り廃止する。

令和2年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定金融機関

名 称	取 扱 店 舗
株式会社滋賀銀行	国内に所在する本店、支店、出張所および代理店

2 収納代理金融機関

名 称	取 扱 店 舗
株式会社みずほ銀行	国内に所在する本店(所)、支店(所)および出張所
株式会社三菱UFJ銀行	
株式会社りそな銀行	
株式会社福井銀行	
株式会社大垣共立銀行	
株式会社京都銀行	
株式会社関西みらい銀行	
三井住友信託銀行株式会社	
滋賀中央信用金庫	
長浜信用金庫	
湖東信用金庫	
京都信用金庫	
京都中央信用金庫	
滋賀県民信用組合	
滋賀県信用組合	
京滋信用組合	
近畿産業信用組合	
近畿労働金庫	
滋賀県信用農業協同組合連合会	
レーク大津農業協同組合	
東びわこ農業協同組合	
グリーン近江農業協同組合	
草津市農業協同組合	
おうみ富士農業協同組合	
栗東市農業協同組合	
甲賀農業協同組合	
滋賀蒲生町農業協同組合	
東能登川農業協同組合	
湖東農業協同組合	
レーク伊吹農業協同組合	
北びわこ農業協同組合	
マキノ町農業協同組合	
今津町農業協同組合	
西びわこ農業協同組合	
新旭町農業協同組合	

-----  
**滋賀県告示第141号**

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和2年5月1日から施行する。

平成26年滋賀県告示第367号(公衆浴場入浴料金の統制額の指定)は、令和2年4月30日限り廃止する。

令和2年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

公衆浴場入浴料金の統制額

入浴者の区別	大 人	中 人	小 人

	(12歳以上の者)	(6歳以上12歳未満の者)	(6歳未満の者)
金額	450円	150円	100円

注 この表に定める統制額は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される公衆浴場の料金について適用する。

滋賀県告示第142号

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)第12条第1項の規定に基づき、指定希少野生動植物種を次のとおり指定し、令和2年7月1日から施行する。

令和2年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

1 動物界

綱名	目名	科名	種名
硬骨魚綱	コイ目	コイ科	アブラヒガイ ( <i>Sarcocheilichthys biwaensis</i> )

2 植物界

科名	種名
ヒカゲノカズラ科	ヒモヅル ( <i>Lycopodium casuarinoides</i> Spring)
ラン科	マヤラン ( <i>Cymbidium macrorhizon</i> Lindl.)
キク科	カツラカワアザミ ( <i>Cirsium opacum</i> (Kitam.) Kadota)

滋賀県告示第143号

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)第27条第1項の規定に基づき、指定外来種を次のとおり指定し、令和2年7月1日から施行する。

令和2年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

1 動物界

綱名	目名	科名	種名
腹足綱	柄眼目	マイマイ科	ヒメリンゴマイマイ ( <i>Cornu aspersum</i> ( <i>Helix aspersa</i> ))
		コウラナメクジ科	マダラコウラナメクジ ( <i>Limax maximus</i> )
		オカチョウジガイ科 (オカクチキレガイ科)	オオクビキレガイ ( <i>Rumina decollata</i> )
軟甲綱	十脚目	ヌマエビ科	カワリヌマエビ属(ミナミヌマエビの滋賀県個体群を除く。)( <i>Neocaridina</i> spp.)

2 植物界

科名	種名
キク科	トゲヂシャ(トゲチシャ) ( <i>Lactuca scariola</i> L.)
	メリケントキンソウ ( <i>Soliva sessilis</i> Ruiz et Pav.)

滋賀県告示第144号

滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則(平成8年滋賀県規則第52号)第5条第1項の規定により、下水道の供用開始が確実に見込まれる区域を次のとおり指定し、令和2年4月1日から施行する。

平成31年滋賀県告示第190号(滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第5条第1項の規定により指定する区域)は、令和2年3月31日限り廃止する。

令和2年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

指定する区域 区域図のとおり

(「区域図」は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、滋賀県甲賀土木事務所、滋賀県湖東土木事務所および滋賀県高島土木事務所ならびに大津市役所、草津市役所、守山市役所、東近江市役所、近江八幡市役所、彦根市役所および長浜市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。ただし、滋賀県甲賀土木事務所にあつては栗東市、野洲市、

湖南市、甲賀市、竜王町および日野町の、滋賀県湖東土木事務所にあつては豊郷町、甲良町、多賀町、愛荘町および米原市の、滋賀県高島土木事務所にあつては高島市の、各市役所にあつては当該市の区域に係る区域図を縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第145号**

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の6の規定により平成30年3月30日に変更した滋賀県保健医療計画の一部を変更したので、医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)附則第5条第4項において準用する医療法第30条の4第18項の規定により、その内容を次のとおり告示する。

(「次のとおり」は、省略し、滋賀県健康医療福祉部医療政策課および各健康福祉事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

令和2年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

-----  
**滋賀県告示第146号**

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定に基づき、登録<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等事業者として、次の者を登録した。

令和2年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等業務	登録年月日	登録番号
グループホームクリーム	大津市大石淀三丁目2番2号	医療法人緑生会 理事長 中山厚彦	大津市大石淀三丁目8番23号	口腔内の <sup>くう</sup> 喀痰 <sup>かくたん</sup> 吸引 鼻腔内の <sup>くう</sup> 喀痰 <sup>かくたん</sup> 吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	令和2.3.10	251126135

-----  
**滋賀県告示第147号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年3月31日から令和2年4月14日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
大津信楽線		大津市平野二丁目字大塚1343番地先から	変更後	最小 12.0m ∩ 最大 91.3m	2640.0m	大津市への移管(令和2.4.1)に伴う道路区域の変更 県道南郷桐生草津線重用延長
				最小 12.0m ∩		

県道		大津市牧三丁目字焼野983番2地先まで	変更前	最大 91.3m 最小 4.0m く 最大 22.8m	2050.0m	L=634.5m
	伊賀信楽線	甲賀市信楽町神山字畑ヶ平92番地先から	変更後	最小 13.0m く 最大 32.0m	965.7m	甲賀市への移管(令和2.4.1)に伴う道路区域の変更
		甲賀市信楽町神山字柿ヶ谷1320番1地先まで				
		甲賀市信楽町神山字畑ヶ平92番地先から	変更前	最小 13.0m く 最大 32.0m	965.7m	
		甲賀市信楽町神山字柿ヶ谷1320番1地先まで				
	甲賀市信楽町神山字畑ヶ平92番地先から	変更前	最小 4.0m く 最大 15.0m	1044.0m		
	甲賀市信楽町神山字木戸口1324番1地先まで					
	神上野線	甲賀市甲賀町櫛野字中ノ組1276番1地先から 甲賀市甲賀町油日字経谷141番地先まで	変更後	最小 14.4m く 最大 67.0m	241.0m	甲賀市への移管(令和2.4.1)に伴う道路区域の変更
				変更前		
			変更前		最小 6.6m く 最大 23.0m	
				変更前	最小 6.6m く 最大 23.0m	
	五個荘八日市線	東近江市川合寺町字南川端605番14地先から 東近江市野村町字石ナ原127番8地先まで	変更後		最小 14.0m く 最大 24.1m	1780.0m
変更前				最小 14.0m く 最大 24.1m	1780.0m	
			変更前	最小 4.7m く		1752.9m
変更前				最小 4.7m く	1752.9m	

				最大 12.7m		
--	--	--	--	-------------	--	--

#### 滋賀県告示第148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年3月31日から令和2年4月14日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
宇治田原大石東線	大津市大石龍門六丁目字大奥816番1地先から 大津市大石龍門五丁目字中奥783番2地先まで	令和2.3.31	L=240.0m
下羽田市辺線	東近江市柏木町字老池58番2地先から 東近江市市辺町字蒲生野口3379番1地先まで	令和2.3.31 9時	L=1286.0m

#### 滋賀県告示第149号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)第35条の5第1項の規定により、令和2年度における滋賀県営住宅駐車場の使用料の額を次のとおり定めた。

令和2年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

県営住宅の所在地	団地名	駐車場区画種別	使用料の額
大津市朝日が丘一丁目	朝日が丘	A棟およびB棟	5,000
		B棟(軽自動車用)	4,700
大津市朝日が丘二丁目		C棟およびD棟	4,700
		D棟(軽自動車用)	3,700
		F棟、G棟およびH棟	5,000
大津市三大寺	神領		1,000
大津市一里山四丁目	一里山		4,000
大津市栗林町	栗林		3,100
大津市大平一丁目	石山		1,900
彦根市開出今町	開出今		2,500
		(軽自動車用)	2,100
彦根市八坂町	八坂		2,500
長浜市新庄中町	北新		2,800
長浜市殿町	殿町		2,900
長浜市木之本町黒田	黒田		1,700
近江八幡市西本郷町	西本郷		3,200
		(軽自動車用)	2,700
近江八幡市鷹飼町	鷹飼		2,600
草津市木川町	陽ノ丘		2,900
守山市播磨田町	久保		1,900
		(軽自動車用)	1,400
守山市石田町	石田		2,400
栗東市川辺	川辺		3,000
栗東市小平井一丁目	小平井		3,300
甲賀市水口町水口	古城ヶ丘		2,400
		(軽自動車用)	2,100

甲賀市信楽町長野	信楽		1,000
野洲市上屋	上屋		2,300
湖南市岩根	田代ヶ池		1,600
高島市今津町弘川	弘川		1,900
		(軽自動車用)	1,500
高島市今津町日置前	平ヶ崎		1,400
高島市拝戸	拝戸		700
東近江市尻無町	大森		1,300

公 告

**滋賀県土地利用基本計画変更公告**

滋賀県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき公表する。

なお、変更計画図(変更区域図)は、滋賀県総合企画部県民活動生活課、滋賀県総務部総務事務・厚生課甲賀総務経理係および東近江総務経理係に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県土地利用基本計画を変更する区域 森林地域のうち甲賀市および蒲生郡日野町の一部

**応急入院指定病院の公告**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和2年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
医療法人藤樹会滋賀里病院	医療法人藤樹会	大津市滋賀里一丁目18番41号	令和2.4.1 } 令和4.6.27

環 境 事 務 所 告 示

**滋賀県甲賀環境事務所告示第1号**

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

滋賀県甲賀環境事務所長 小西英明

- 1 指定する区域の所在地 甲賀市信楽町助旨字岩ノ谷2188番9、2195番1、2198番、2199番2、2200番および2200番1の各一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物、ふっ素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

県 税 事 務 所 公 告

**軽油引取税免税証無効公告**

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和2年3月31日

滋賀県南部県税事務所長 松 宮 正 智

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
20 リットル券	農業	30631497 } 30631497	1	平成31.4.12 } 平成32.3.31	野洲市西河原1060-2 株式会社マツナガ	令和2.3.17

**軽油引取税免税軽油使用者証無効公告**

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和2年3月31日

滋賀県南部県税事務所長 松 宮 正 智

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9737526号	平成33.3.31	守山市山賀町352 福島重善	令和2.3.17

**農業農村振興事務所公告****土地改良区定款変更認可公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、多賀土地改良区の定款の変更は、令和2年3月17日に認可した。

令和2年3月31日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 南 重 治

**労働委員会訓令****滋賀県労働委員会訓令第1号**

滋賀県労働委員会事務局事務処理規程(昭和63年滋賀県地方労働委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

滋賀県労働委員会会長 吉 田 和 宏

目次中「第7条」を「第7条の3」に、「書式等(第11条)」を「作成(第10条の2)」に、「第7章 文書等の整理、保管、保存および廃棄(第32条-第35条)」を

「第7章 文書等の整理、保存、移管、廃棄等(第32条-第35条)」

第7章の2 点検および監査ならびに管理状況の報告等(第35条の2-第35条の4)に改める。

第7章の3 研修(第35条の5)

第2条第1号を次のように改める

(1) 文書等 滋賀県公文書等の管理に関する条例(平成31年滋賀県条例第4号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する現用公文書をいう。

第2条第3号中「第6号の総合事務支援システムによる情報処理の用に供するため、当該総合事務支援システム」を「文書管理システムその他の業務システムまたは事務局で共用するファイルサーバ(以下この条において「文書管理システム等」という。)」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) ファイル等 能率的な事務または事業の処理および文書等の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する文書等(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの(以下「ファイル」という。)および単独で管理している文書等をいう。

第2条第5号中「を作成し、または取得してから廃棄する」を「の作成または取得から廃棄または滋賀県立公文書館(以下「公文書館」という。)への移管」に改め、同条第6号を次のように改める。



(6) 文書管理システム 滋賀県文書管理規程(平成17年滋賀県訓令第14号。以下「県規程」という。)第2条第16号に規定する文書管理システムをいう。

第2条第7号を削り、同条中第8号を第7号とし、同条第9号中「電磁的記録を総合事務支援システム」を「電子文書を文書管理システム等」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「電磁的記録を総合事務支援システム」を「電子文書を文書管理システム等」に改め、同号を同条第9号とする。

第3条の見出しを「(文書管理の原則)」に改め、同条第1項および第2項を削り、同条第3項中「総合事務支援システム」を「文書管理システム」に改め、同項を同条とする。

第4条および第5条を次のように改める。

(総括文書管理者)

**第4条** 事務局に総括文書管理者を置き、事務局長をもつて充てる。

2 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 文書分類表(別記様式第1号)の作成
- (2) 文書管理に関する研修の実施
- (3) 組織の新設、改正または廃止に伴う必要な措置の実施
- (4) この訓令の施行に関し必要な細則の整備
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文書等の管理に関する事務の総括(文書管理者)

**第5条** 事務局に事務局における文書管理の実施責任者として文書管理者を置き、事務局長をもつて充てる。

2 文書管理者は、その管理する文書等について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保存期間および保管期間(保存期間のうち、文書等を事務室に収納しておく期間をいう。)の設定
- (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
- (3) 保存期間の延長の決定
- (4) 保存期間が満了した文書等の公文書館への移管および廃棄
- (5) 管理状況の点検等
- (6) 文書等の作成の指示その他文書等の管理に関する職員への指導

第6条第2項中「文書受扱主任は、事務局長の命ずる者」を「文書取扱主任は、次長」に改め、同条第3項中「上司の命を受けて事務局における文書管理」を「前条第2項各号に掲げる事務について、文書管理者を補佐するほか、紙文書の受領等に関する事務」に改める。

第7条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 文書整理担当者は、文書管理者の指定する者をもつて充てる。

第1章中第7条の次に次の2条を加える。

(監査責任者)

**第7条の2** 文書等の管理の状況について監査を行うため、事務局に監査責任者を置く。

2 監査責任者は、文書管理者の指定する者をもつて充てる。

(職員の責務)

**第7条の3** 職員は、条例の趣旨にのっとり、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)その他の関係法令および文書管理者の指示に基づき、文書等を適切に取り扱うとともに、事務が適正かつ円滑に行われるよう処理し、および管理しなければならない。

第8条第1項第2号ア中「以下」を「イにおいて」に改める。

第3章の章名中「書式等」を「作成」に改める。

第3章中第11条の前に次の2条を加える。

(文書主義の原則)

**第10条の2** 職員は、文書管理者の指示に従い、条例第4条の規定に基づき、条例第1条の目的の達成に資するため、経緯も含めた意思決定に至る過程ならびに事務および事業の実績を合理的に跡付け、または検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(別表の業務に係る文書の作成)

**第10条の3** 別表に掲げる事項に関する業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の文書の類型を参酌して文書を作成するものとする。

2 前条の文書主義の原則に基づき、県の機関内部の協議、会議等(会議、協議(県の機関内部の協議を除く。))、打合せ等をいう。)および重要な交渉、要望等その他の別表に掲げる事項に関する業務に係る政策立案ならびに事

務および事業の実施の方針等に影響を及ぼす事項の記録について、文書を作成するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、文書等の作成については県規程の規定の例による。

第15条第1項中「総合事務支援システムの文書管理機能」を「文書管理システム」に、「事務局長」を「文書管理者」に、「に総合事務支援システム」を「に文書管理システム」に改め、同条第2項中「次長」を「文書管理者」に改め、同条第3項中「総合事務支援システム」を「文書管理システム」に改める。

第17条第1項第1号中「あて名人」を「名宛人」に改め、同項第3号中「次長」を「文書管理者」に改め、同条第2項中「総合事務支援システム」を「文書管理システム」に改める。

第18条第1項中「次長」を「文書管理者」に改める。

第20条第1項中「総合事務支援システム」を「文書管理システム」に改める。

第21条第1項および第2項中「総合事務支援システム」を「文書管理システム」に改め、同条第3項を削る。

第22条中「総合事務支援システム」を「文書管理システム」に改める。

第24条第1項を削り、同条第2項中「文書公開総括員」を「次長は、起案文書の回議があつたとき」に改め、「滋賀県情報公開条例」の右に「(平成12年滋賀県条例第113号)」を加え、同項を同条第1項とし、同条第3項中「文書公開総括員」を「次長」に、「総合事務支援システム」を「文書管理システム」に改め、同項を同条第2項とする。

第25条第1項中「決裁を受けた起案文書」を「次長は、起案文書の回議があつたとき」に、「について文書取扱主任の審査を受ける」を「の審査を行う」に改め、同項第1号中「専決または代決がされている」を「専決者または代決者が定められている」に改め、同項第2号中「文書」を「文書等」に改め、同項第3号中「第21条第3項の規定により」を削り、同条第2項中「総合事務支援システムによる回議にあつては総合事務支援システムに審査を行つた者の氏名を入力し、回議書による回議にあつては起案文書に審査を行つた者の押印を受ける」を「次の各号に掲げる回議の方法に応じて、当該各号に定める措置を講じる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 文書管理システムによる回議 文書管理システムに次長の氏名を入力すること。
- (2) 第22条第2項の規定による決裁添付文書の回議 決裁添付文書に次長の押印を受けること。
- (3) 回議書等による回議 起案文書に次長の押印を受けること。

第26条中「総合事務支援システム」および「文書管理総合管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第30条第1項中「総合事務支援システムの文書管理機能」を「文書管理システム」に改める。

第7章の章名中「、保管」を削り、「および廃棄」を「、移管、廃棄等」に改める。

第33条を削り、第32条の見出しを「(分類および名称)」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第33条とする。

ファイル等は、文書分類表により分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。

第7章中第33条の前に次の1項を加える。

(職員の整理義務)

**第32条** 職員は、文書管理者の指示に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。

- (1) 作成し、または取得した文書等について分類し、名称を付するとともに、保存期間および保存期間の満了する日を設定すること。
- (2) 相互に密接な関連を有する文書等をファイルにまとめること。
- (3) 前号に掲げる整理を行つたファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間および保存期間の満了する日を設定すること。
- (4) 前号に掲げる整理を行つたファイルについて、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了した時の措置を設定すること。

第34条および第35条を次のように改める。

(文書等の保存期間)

**第34条** 文書等の保存期間は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 別表の文書等の類型欄に掲げる文書等(次号に掲げるものを除く。) 同表の保存期間欄に掲げる期間
- (2) 法令または条例もしくは規則による保存期間の定めがある文書等 当該法令または条例もしくは規則で定める期間
- (3) 前2号に掲げる文書等以外の文書等 県規程の規定の例による期間  
(保存期間満了時の措置の設定)

**第35条** 文書管理者は、ファイル等について、別表に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、条例第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

2 別表の文書等の類型欄に掲げる文書等以外の文書等に係るファイル等の保存期間が満了したときの措置の定め

については、県規程の規定の例による。

第7章の次に次の2章を加える。

**第7章の2 点検および監査ならびに管理状況の報告等**

(点検および監査)

**第35条の2** 文書管理者は、自ら管理責任を有する公文書等の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行うものとする。

2 監査責任者は、文書等の管理状況について、必要な監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

3 総括文書管理者は、点検または監査の結果等を踏まえ、文書等の管理について必要な措置を講ずるものとする。  
(紛失等への対応)

**第35条の3** 文書管理者は、ファイル等の紛失および誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちにその旨を総括文書管理者に報告するとともに、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

2 総括文書管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、文書管理に関する研修、点検等の実施その他の再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告)

**第35条の4** 文書管理者は、文書等の管理状況について、毎年度、総括文書管理者に報告するものとする。

**第7章の3 研修**

(研修の実施)

**第35条の5** 総括文書管理者は、文書等の管理を適正かつ効率的に行うことができるよう、必要な知識および技能を習得させ、および向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 総括文書管理者は、各職員が少なくとも毎年度1回、研修を受けられる環境を提供するよう努めなければならない。

第39条を次のように改める。

(その他)

**第39条** 事務局の事務処理に関しこの訓令に定めのない事項については、事務局長が別に定めるもののほか知事の事務部局の例による。

別表を次のように改める。

**別表** (第10条の3、第34条、第35条関係)

文書等の保存期間および保存期間満了時の措置の設定基準

	事項	文書等の類型	保存期間	保存期間満了時の措置
1	総会および公益委員会議に関する事項	総会および公益委員会議の議事録	30年	重要なものは、移管
2	労働委員会の例規に関する事項	労働委員会の例規となる重要な文書等およびその検討過程に係る文書等	30年	移管
3	労働委員会の活動に関する事項	滋賀県労働委員会年報(滋賀労働時報を含む。)	30年	移管
4	委員に関する事項	委員名簿および履歴書	30年	移管
5	あつせん員に関する事項	あつせん員候補者名簿	30年	移管
6	訴訟等に関する事項	訴訟関係文書等または争訟関係文書等およびこれらの検討過程に係る文書等	30年	重要なものは、移管
7	労働争議等、労働組合の資格審査および不当労働行為等に関する事項	労働委員会が取り扱った「労働争議のあつせん、調停、仲裁」「個別労働関係紛争のあつせん」「労働組合の資格審査の決定に係る処分」「不当労働行為の救済申立てに係る処分」に関する文書等ならびにこれらの検討過程に係る文書等	30年	重要なものは、移管
8	労働協約の拡張適用および管轄指定に関する事項	労働協約の拡張適用および管轄指定に関する文書等およびその検討過程	30年	重要なものは、移管

		に係る文書等		
9	全労委連絡協議会等に関する事項	全労委連絡協議会その他各種連絡協議会の議事録および資料	10年	廃棄
10	軽微な事案に関する事項	1年保存する必要がないと認める文書等	1年未満	廃棄

別記様式第1号中「第2条、第32条」を「第4条」に改める。

別記様式第2号中「、第31条」を削る。

別記様式第10号中「第32条」を「第33条」に改める。

**付 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**琵琶湖海区漁業調整委員会告示**

**琵琶漁委告示第1号**

琵琶湖海区漁業調整委員会庶務規程（昭和25年琵琶漁委告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男

第5条の次に次の1条を加える。

**第6条** この規程に定めるもののほか、職員の服務および事務処理に関し必要な事項は、知事部局の例による。

**付 則**

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**内水面漁場管理委員会告示**

**滋内水委告示第2号**

滋賀県内水面漁場管理委員会庶務規程（昭和25年滋内水委告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

第5条の次に次の1条を加える。

**第6条** この規程に定めるもののほか、職員の服務および事務処理に関し必要な事項は、知事部局の例による。

**付 則**

この告示は、令和2年4月1日から施行する。